

社会福祉法人 埼玉医療福祉会

女性活躍推進法に基づく情報公表

区分	男女の賃金の差異 (男女の賃金に対する女性の賃金の割合)
全職員	98.4%
正規職員	87.9%
非正規職員	99.7%

・対処期間:(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

・正規職員:雇用期間を定めずに雇用した職員

・非正規職員:上記正規職員以外の職員(契約職員・パート職員・専門職員・嘱託職員等)

・賃金 :通勤手当を除く